

令和5年度（2023年度）社会福祉法人等に対する指導監査の結果

枚方市健康福祉部福祉指導監査課

1 指導監査の対象

(1) 社会福祉法人

枚方市内に本部を設置し、枚方市域内でのみ施設運営や事業を行っている社会福祉法人が本市所管となります。なお、枚方市内に法人本部が設置されているが、本市を超えて施設や事業を運営している場合は、主たる法人本部事務所の存在する都道府県または厚生労働省が所管する社会福祉法人となり、当該都道府県または厚生労働省が指導監査を行います。

(2) 社会福祉施設

社会福祉法人の所轄庁に関わらず、枚方市域内にある社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設）が本市所管となります。

2 指導監査の実施状況

令和5年度（2023年度）における指導監査は、枚方市社会福祉法人等指導監査指針及び令和5年度（2023年度）枚方市社会福祉法人等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施しました。

令和5年度（2023年度）は、社会福祉法人37法人、社会福祉施設97施設を対象として、そのうち12法人、35施設に対して、法人及び施設運営状況、利用者支援等について監査を行いました。

実施状況は、次のとおりです。

○ 指導監査の実施状況（令和5年度）

	社会福祉法人	社会福祉施設	内 訳		
			老 人	児 童	障 害
対 象 数	37	97	34	60	3
実 施 数	12	35	14	20	1
実 施 率	32.4%	36.1%	41.2%	33.3%	33.3%

※ 老人：老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

児童：児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業）※公立を除く

障害：障害者支援施設

※ 対象数は令和5年（2023年）4月1日現在。実施数は令和6年（2024年）3月末現在。

3 指摘事項の概要について

【法人に対する文書指摘】

＜法人運営＞

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数
①定款等に関する事	0
②評議員・役員に関する事	8
③評議員会・理事会の運営に関する事	5
④評議員・役員等の報酬に関する事	2
⑤その他	1
合計	16

《会計》

文書指摘事項	文書指摘数
① 資金管理及び体制に関すること	0
② 会計処理に関すること	0
③ 会計帳簿に関すること	0
④ 計算書類等に関すること	0
⑤ その他	0
合計	0

【施設に対する文書指摘】

《利用者支援》

文書指摘事項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 基本方針・組織に関すること	0	0	0	0
② 施設設備・職員配置に関すること	0	0	0	0
③ 支援方針及び個別支援計画に関する こと	0	0	0	0
④ 苦情解決に関すること	0	0	0	0
⑤ 利用者の預かり金及び遺留金品に 関すること	0	0	0	0
⑥その他	10	0	10	0
合計	10	0	10	0

《食事提供》

文書指摘事項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 運営形態に関すること	0	0	0	0
② 栄養管理に関すること	0	0	0	0
③ 食事内容に関すること	0	0	0	0
④ 給食に係る書類に関すること	0	0	0	0
⑤ 衛生管理に関すること	0	0	0	0
⑥ その他	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

《会計》

文書指摘事項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 資金管理及び体制に関すること	0	0	0	0
② 会計処理に関すること	3	2	0	1
③ 会計帳簿に関すること	0	0	0	0
④ 計算書類等に関すること	1	0	0	1
⑤ その他	0	0	0	0
合計	4	2	0	2

4 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する主な指摘事項について

	具体的事例	文書指摘事項	補足事項	根拠法令等※
法人運営関係	理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、3か月に1回以上（定款で定めた場合は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）、職務の執行状況について報告がされていない事例	理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、3か月に1回以上（定款で定めた場合は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）、職務の執行状況について報告すること。	理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告は、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっており、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。	ガイドライン I 6(1)4
法人運営関係	監事の選任に関する議案を評議委員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていない事例	監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得ること。	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）等により、監事の過半数の同意を得る必要があります。	ガイドライン I 5(2)1
法人運営関係	評議員・役員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないことについて確認していない事例	評議員・役員の選任手続においては、評議員・役員の候補者が欠格事由に該当しないことを確認すること。	法人は、履歴書若しくは誓約書等により評議員・役員の候補者本人に欠格事由に該当しないことの確認を行う必要があります。また、評議員・役員の欠格事由の内容については、令和元年及び令和4年に改正されており、誓約書等の様式が古いままになっている事例があったので、欠格事由の内容が最新のものとなっているかご確認をお願いします。	ガイドライン I 3(1)2 ガイドライン I 4(3)1 ガイドライン I 5(2)2
利用者支援関係	<ul style="list-style-type: none"> 安全計画が策定されていない事例 職員に対し、安全計画について周知されていない事例 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない事例 	<ul style="list-style-type: none"> 安全計画を策定すること。 職員に対し、安全計画について周知すること。 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 	保育所等の児童福祉施設については、令和5年4月1日より、安全計画の策定等が義務付けられました。	枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条

<p>会計関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小口現金について、経理規程に規定されている限度額を超過している事例 ・収入した金銭について経理規程に規定する保管期間を超過して保管されている事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・小口現金について、経理規程に規定されている限度額を超過しているため、超過しないように管理すること。 ・収入した金銭について経理規程に規定する保管期間以内に金融機関に預け入れること。 		<p>ガイドライン Ⅲ3(2)1 経理規程</p>
-------------	--	--	--	-------------------------------

※根拠法令については、関係法令及び通知等を以下の略称で表記しています。

・ガイドライン＝「指導監査ガイドライン」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）別紙）